

平成 22 年第 3 回神奈川県議会定例会議案

(予算 その 4)

目 次		
議 案 番 号	件 名	ページ
定県第 130 号議案	平成22年度神奈川県一般会計補正予算（第 6 号）	1
	第 1 表 歳入歳出予算補正	2
	第 2 表 繰越明許費	3
	第 3 表 地方債変更	4

平成 22 年度神奈川県一般会計補正予算（第 6 号）

平成22年度神奈川県一般会計の補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11億 5,293 万 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 兆 7,743 億 5,166 万 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債変更」による。

平成 22 年 11 月 29 日 提出

神奈川県知事 松 沢 成 文

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 国 庫 支 出 金		千円 179,453,810	千円 142,138	千円 179,595,948
	2 国 庫 補 助 金	64,118,857	142,138	64,260,995
12 繰 越 金		583,085	1,008,798	1,591,883
	1 繰 越 金	583,085	1,008,798	1,591,883
14 県 債		352,601,000	2,000	352,603,000
	1 県 債	352,601,000	2,000	352,603,000
歳 入 合 計		1,773,198,726	1,152,936	1,774,351,662

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 215,422,186	千円 925,631	千円 216,347,817
	5 選 挙 費	2,702,142	925,631	3,627,773
4 環 境 費		18,300,835	80,150	18,380,985
	2 環 境 保 全 対 策 費	2,546,443	80,150	2,626,593
13 災 害 復 旧 費		399,362	147,155	546,517
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	117,000	147,155	264,155
歳 出 合 計		1,773,198,726	1,152,936	1,774,351,662

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 総務費			89,493 ^{千円}
	5 選挙費		89,493
		県議会議員及び 知事選挙執行費	77,994
		県議会議員及び 知事選挙啓発推進費	11,499
13 災害復旧費			113,484
	1 農林水産施設 災害復旧費		113,484
		現年災害復旧費	113,484
合 計			202,977

第3表 地方債変更

起債の目的	補 正 前			補 正 後				
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
(災害復旧債) 農林水産施設 災害復旧費	千円 30,000	借入先 財務省、 銀行又は その他 借入方法 債券発行 (他の地 方公共団 体との共 同発行を 含む。)又 は普通貸 借の方法 による。 債券発行 の場合に おける発 行価格に ついては、 知事が定 める。 借入時期 平成22年 度。ただ し、事業 その他の 都合によ り、その 一部又は 全部を翌 年度に繰 り延べ起 債すること ができる。 その他 経済界そ の他の状 況により 長期債の 借り入れ が適当で ないと認 めるとき は、知事 が適宜償 還期間を 定め、長 期債を償 還財源と する短期 債をもつ て一時本	年 5.0% 以内。た だし、 利率見 直し方 式で借 り入れ る地方 公共団 体金融 機構資 金につ いて、 利率見 直しを 行った 後にお いては、 当該見 直し後 の利率 とする。	償還期間 据置期間 を含め60 年以内。 ただし、 財政の都 合により 償還年限 を短縮し、 繰り上げ し、又は 低利債に 借り替え ることが できる。 償還財源 一般歳入 又はその 他	千円 32,000	借入先 財務省、 銀行又は その他 借入方法 債券発行 (他の地 方公共団 体との共 同発行を 含む。)又 は普通貸 借の方法 による。 債券発行 の場合に おける発 行価格に ついては、 知事が定 める。 借入時期 平成22年 度。ただ し、事業 その他の 都合によ り、その 一部又は 全部を翌 年度に繰 り延べ起 債すること ができる。 その他 経済界そ の他の状 況により 長期債の 借り入れ が適当で ないと認 めるとき は、知事 が適宜償 還期間を 定め、長 期債を償 還財源と する短期 債をもつ て一時本	年 5.0% 以内。た だし、 利率見 直し方 式で借 り入れ る地方 公共団 体金融 機構資 金につ いて、 利率見 直しを 行った 後にお いては、 当該見 直し後 の利率 とする。	償還期間 据置期間 を含め60 年以内。 ただし、 財政の都 合により 償還年限 を短縮し、 繰り上げ し、又は 低利債に 借り替え ることが できる。 償還財源 一般歳入 又はその 他

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額 千円	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
		起債にか えること ができる。 この場合 長期債の 借入時期 は、短期 債の償還 終期まで 延長する。				起債にか えること ができる。 この場合 長期債の 借入時期 は、短期 債の償還 終期まで 延長する。		
合 計	352,601,000				352,603,000			

